

定款別表 1

評議員選任解任委員、評議員、理事、監事の報酬及び費用弁償について

- 1、 評議員選任解任委員、評議員、監事の報酬は無報酬とする。
- 2、 理事については勤務形態により次のように報酬を支給する。
 - (1) 非常勤理事については無報酬とする。
 - (2) 常勤理事については年間合計総額で 120 万円を上限として報酬を支払うが、雇用契約を締結して職員の身分にある理事は無報酬とする。
- 3、 評議員選任解任委員、評議員、理事、監事はその職務の為、会議に出席、及び職務を行った場合には日額 3,000 円を費用弁償する。ただし監事が監査の職務を行った場合は日額 5,000 円を費用弁償する。
- 4、 この別表の改廃は定款の定めによる。